

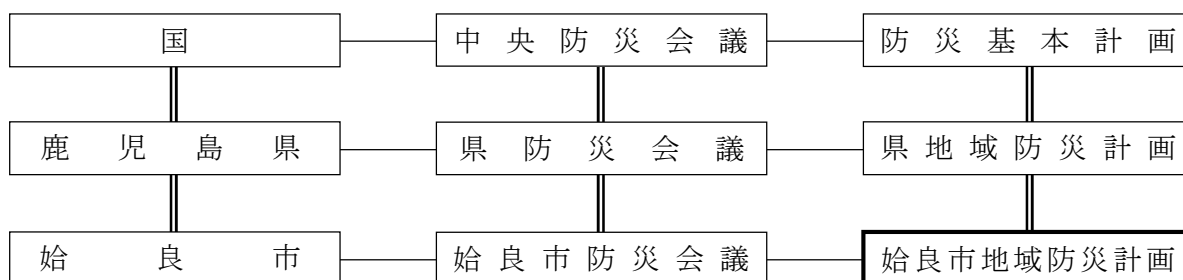
第 1 編
総 則

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

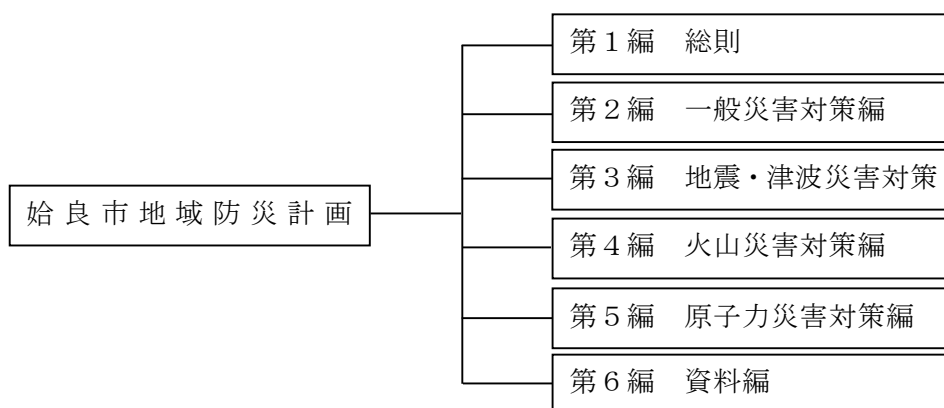
この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、始良市防災会議が作成する計画であって、市、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、県及び始良市の防災会議並びに防災計画の体系】



第2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般災害対策編、第3編を地震・津波災害対策編、第4編を火山災害対策編、第5編を原子力災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧、復興等の各段階における諸施策を示した。また、第6編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

第4 計画の周知

本計画の内容は、市職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

第5 計画の運用・習熟

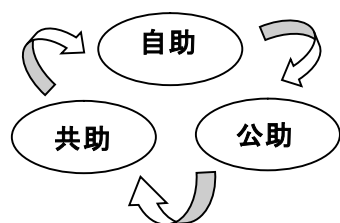
本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本方針

海岸部から山間部にまで及ぶ本市は、自然条件からみて台風、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火等による被害を受けやすく、これらの災害防止と住民の安全を守ることは市の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本市の現況に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。

また、「自らの身の安全は、自ら守る」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。災害時には、近隣の負傷者、要配慮者及び観光客等を助け、避難所の運営の協力、あるいは県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災活動に寄与することが求められる。

災害による被害を減らすためには、「自助・共助・公助」の連携が大切であり、このため市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。



- 自助とは、
住民一人ひとりが自分自身を災害から守ること。
- 共助とは、
地域社会がお互いを災害から守ること。
- 公助とは、
国・県・市町村など行政が住民を災害から守ること。

第1 風水害

本市における風水害については、6月から7月にかけての梅雨期と台風による大雨が大きな被害をもたらしている。また、海岸部においては、台風時の高潮にも十分注意する必要がある。特に台風が薩摩半島や西方海上を北上している場合は、東方海上を通過する場合に比べて風雨が強い傾向があるので、十分警戒しなくてはならない。

また、本市の広域にわたって広がるシラス地帯においては、地質が極めてもろく、豪雨による災害を起こしやすい状況にあるため、山間部も含め、河川堤防の危険地域、急傾斜地等での被害に注意する必要がある。そのため、今後の開発計画、森林伐採計画については、防災の視点にたった検討を行うことをはじめ、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、住民の生命と財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。また、災害時にあっては、防災行政無線等を活用し、災害対策本部から避難等についての的確な指示を送り、被害を最小限にとどめるように努める。

第2 火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきているが、本市においては桜島の噴火に伴う火災の警戒も怠ってはならない。建築物については、耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と民間企業の自衛消防組織の確立を図る。消防力の充実強化については、始良市消防計画により消防施設及び装備の充実に努めるとともに、団員の研修及び訓練の強化に努める。

第3 震災

本市は、比較的有感地震の発生の少ない地域ではあるが、平成9年3月には、紫尾山付近を震源とするM6.5の地震が発生し、本市では震度4弱を記録した。この後、4月ごろまで余震が頻発し、これら一連の地震は、鹿児島県北西部地震と呼ばれている。

平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

第4 要配慮者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）あるいは観光客への万全の安全対策を講ずる。また、市は、防災関係機関、関係団体との連携を密にし、災害発生の際は即応できるよう体制づくりに努める。この際、中山間地域における孤立集落対策に留意する。

第5 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力するものとする。

1 住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。

住民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市、消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、住民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、市及びその他の行政機関と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、始良市並びに鹿児島県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 市

市は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

| 処理すべき事務又は業務の大綱 | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) | 始良市防災会議に係る業務に関すること。 |
| (2) | 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 |
| (3) | 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 |
| (4) | 災害の防除と拡大の防止に関すること。 |
| (5) | 罹災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関すること。 |
| (6) | 被災した市管理施設の応急対策に関すること。 |
| (7) | 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。 |
| (8) | 災害時における交通輸送の確保に関すること。 |
| (9) | 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 |
| (10) | 被災施設の復旧に関すること。 |
| (11) | 市内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 |
| (12) | 災害対策に係る広域応援協力に関すること。 |
| (13) | その他、災害対策に必要な事務又は業務に関すること。 |

第2 県

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---------|--|
| 鹿 児 島 県 | (1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。 (5) 罹災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 |

| | |
|-----------|--|
| 鹿 児 島 県 | (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。 |
| 始 良 警 察 署 | (1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。 (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関すること。 |

第3 指定地方行政機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--|--|
| 九 州 農 政 局 鹿 児 島 農 政 事 務 所 | (1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。 |
| 九 州 森 林 管 理 局 鹿 児 島 森 林 管 理 署 | (1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 (2) 保安林、保安施設等の保全に関すること。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需要に関すること。 |
| 九 州 運 輸 局 鹿 児 島 運 輸 支 局 | (1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 (3) その他、防災に関し運輸局の所掌すべきこと。 |
| 九 州 地 方 整 備 局 鹿 児 島 港 湾、空 港 整 備 事 務 所 | (1) 海岸災害対策に関すること。 (2) 高潮、津波災害等の予防に関すること。 (3) その他、防災に関し整備局の所掌すべきこと。 |
| 鹿 児 島 地 方 気 象 台 | (1) 噴火予報・警報、噴火警戒レベル、火山現象に関する情報の発表及び通報に関すること。 (2) 気象、地象（地震は発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報の発表及び通報に関すること。 (3) 災害発生時における気象、地象、水象の観測資料の提供に関すること。 (4) 防災気象知識の普及及び指導に関すること。 (5) 気象災害防止のための統計調査に関すること。 |
| 鹿 児 島 海 上 保 安 部 | (1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2) 警報等の伝達に関すること。 (3) 情報の収集に関すること。 |

| | |
|----------------------|---|
| 鹿児島海上保安部 | <ul style="list-style-type: none"> (4) 海難救助等に関する事。 (5) 排出油の防除に関する事。 (6) 海上交通安全の確保に関する事。 (7) 治安の維持に関する事。 (8) 危険物の保安措置に関する事。 (9) 緊急輸送に関する事。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関する事。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。 (12) 警戒区域の設定に関する事。 |
| 鹿児島国道事務所 加治木維持出張所 | 災害時における交通輸送の確保及び被災施設等の復旧対策に関する事。 |

第4 自衛隊

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--------------------------|--|
| 陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関する事。 (2) その他、防災に関し自衛隊の所掌すべき事。 |

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|------------------------------------|---|
| 郵便事業株式会社 郵便局株式会社 (各郵便局) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵便業務及び窓口業務運営の確保に関する事。 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事。 |
| 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 日本貨物鉄道株式会社鹿児島支店 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道施設等の防災、保全に関する事。 (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関する事。 (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関する事。 |
| 西日本電信電話株式会社(鹿児島支店) | 電信電話施設の保全と重要通信の確保に関する事。 |
| 日本赤十字社(鹿児島県支部) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における医療助産等の実施に関する事。 (2) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施に関する事。 (3) 義援金品等の募集及び配分に関する事。 |
| 日本放送協会及び | (1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関する事。 |

| | |
|---------------|---|
| 放送関係機関 | (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。 |
| 西日本高速道路株式会社 | 西日本高速道路株式会社の管理する道路等の整備・改修に関すること。 |
| 九州電力株式会社霧島営業所 | (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 |
| 始良地区医師会 | 災害時における助産、医療救護に関すること |

第6 その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|------------------------|--|
| あいら農業協同組合 | (1) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資に関すること。 (2) 被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関すること。 |
| 鹿児島県漁業協同組合錦海支所 | (1) 漁船遭難防止の対策に関すること。 (2) 被災漁家に対する資金の融資あっせんに関すること。 |
| 始良市商工会 | (1) 被災者に対する衣料、食品の融資あっせんに関すること。 (2) 被災会員等に対する資金の融資あっせんに関すること。 |
| 土地改良区 | (1) 農業用たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。 |
| 始良市社会福祉協議会 | (1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 救援ボランティアに関すること。 |
| 病院等経営者 | (1) 防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷患者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救助に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。 |
| 社会福祉施設経営者 | (1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。 |
| 金融機関 | 被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。 |
| 水道事業者 | (1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。 |
| その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 | それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。 |

第4節 始良市の地域特性

本市の極所の経緯度及び距離

| 位置 | ひろがり | 面積 |
|-------------|-----------|--------------------------|
| 東経 130度 37分 | 東西 23.7km | 面積 231.25km ² |
| 北緯 31度 43分 | 南北 24km | |

第1 地域特性

始良市は、薩摩半島と大隈半島の結束点に位置し、鹿児島県のほぼ中央に位置する。鹿児島市や霧島市と隣接し、空港や高速道路のアクセスも容易で、地理的に利便性が高い。

1 始良市の地形

始良市は鹿児島県中部の東西約 24km、南北約 24km の範囲に広がる。南側は鹿児島湾（錦江湾）に面する。鹿児島湾に面する地域では、思川・別府川・網掛川・日木山川の4つの河川が流れ、これらの河川の沖積平野が始良平野を形成し、中心市街地が発達している。

西側の鹿児島市との隣接する海岸や、東側の霧島市との隣接する海岸は自然海岸であるが、多くは埋め立てによる人工海岸である。別府川は旧蒲生町の中心部であった地域まで標高の低い平坦な土地を形成し、水田地帯が広がっている。

始良市の北部は北薩火山群に属する山地であり、烏帽子岳、長尾山など標高 400～700mの山地が連なり、別府川の支流が流下する。北東部は霧島市に連なる台地（十三塚原）であり、網掛川や日木山川の支流が霧島市側から流れ込んでいる。南西側の鹿児島市との境界は、標高が 500m前後の牟礼ヶ岡連山となっており、急峻な崖地形となっている。

2 始良市の地質

鹿児島湾北部に存在していた火山が約 2万 9000 年前に始良大噴火と呼ばれる大噴火を起こし、始良カルデラを形成した。始良市は始良カルデラの北西部の外輪山に相当する位置にあり、大噴火に伴う火砕流や火山噴出物が起源とされるシラスで覆われている。

シラス下層は、国分層群（中期更新世の鹿児島湾の原型となる地溝に堆積した土砂や火山噴出物を起源とする堆積岩、礫、砂、泥などから構成される）により構成されるが、始良平野の西に位置する赤崩山の中腹（標高約 200m）にも露頭があることから、この場所で顕著な隆起があったことを示している。

始良平野は、国分層群とシラスの侵食により形成された平野であり、標高 10m 前後の台地が大部分を占める。

3 始良市の気象

始良市の年間平均気温は約 17℃、年間降水量は約 2,200mm で、降水量の大半が 6月から 9月に集中する。台風の常襲地帯である。また、市の南約 20km に桜島があるため、火山活動時に北向きの風が吹くと、降灰が発生する。

北部の山地部では平野部と比べ、夏の気温が 2～3℃低く、冬季の最低気温は－5℃前

後になることがある。また、初霜は11月中旬、晩霜は4月下旬になることもある。

第2 災害特性

始良市の地域特性（地形、地質、気象）から、豪雨災害（水害、土砂災害）や高潮災害を受けやすい災害特性を有している。

1 始良市の災害特性

本市に最大の災害をもたらす危険のある自然災害は、台風とこれに伴う豪雨災害と高潮災害である。また、6月から8月頃にかけての梅雨期の大雨による水害による被害を受けやすい特性を有している。

本市南部の海岸部は、台風に伴う高潮及び暴風雨による被害の他、津波による被害の恐れもある。台風が中心が接近、または、台風が南から西の方向へ通過する際は、台風に伴う高潮及び暴風雨による被害を受けるおそれがある。

大雨による被害は、いずれも梅雨期からその末期、及び台風に伴う大雨によるものが多い。特に、本市南部の海岸部、河川堤防の危険区間、山間部における崖崩れ等による災害に注意警戒の必要がある。

2 始良市における災害記録

台風災害のうち、最も大きな被害を及ぼす危険性があるものは高潮災害である。

昭和20年の枕崎台風や昭和26年のルース台風では甚大な高潮災害が発生した。これらの台風は、暴風大雨に加え、異常な高潮を伴うものであった。ルース台風が鹿児島県に上陸したときは、台風の通過した時刻と大潮の満潮時が重なり、風速30m/s以上の暴風が南より吹き寄せたため、松原、脇元海岸背後地は甚大な被害を受け、一瞬のうちに7人の生命を奪う惨事となった。

昭和46年6月から8月の記録的な大雨及び台風は、各所で崖崩れを発生させ、白浜、北山、木津志地区、下場の山間部に大きな被害を出した。白浜で負傷者2名、北山で死者2名、負傷者1名の犠牲者を出し、そのほか住家の全壊等を被った。

昭和60年8月31日未明上陸した台風13号は、ルース台風以来という暴風により甚大な被害が発生した。特に高地の団地や海岸地域の住宅は大きな被害を受けた。しばらくの間、台風等による被害がなく、住民も慢心していたことも要因のひとつであった。

昭和62年7月の豪雨では、道路や河川の決壊及び人家裏山の崩壊等が多発し、北山、木津志、下場の山間部に大きな被害が発生した。

平成5年6月から降り続いた長雨は、8月1日と6日に未曾有の大豪雨として県下各地に大きな被害をもたらした（平成5年8月豪雨）。本市では、1日の豪雨で大型団地西側斜面約1.2kmの崩壊を始めとして、市内各所で山崩れ、土石流、ため池の決壊等が発生し、死者1名、家屋の全半壊及び床上・床下浸水、田畑の流失等大きな被害を被った。1日19時から20時までの1時間当り雨量は100.5mmを記録した。

第5節 災害の想定

本計画の策定に当たっては、災害対策基本法第2条に定められる災害のうち、特に暴風、豪雨、洪水、高潮、大規模な火事、桜島噴火、その他特殊災害を想定し、規模は災害救助法適用程度（第2編第2章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照）の災害を想定している。

第1 一般災害対策

始良市において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、本計画における目標（目安）として位置づける。

始良市においては、既往の風水害のうち、最大規模であった平成5年（1993年）8月豪雨と同程度の豪雨に加え、平成5年（1993年）9月台風第13号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、以下に示す規模の災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

想定される被害の総括表

| 想定項目 | | 災害名 年月日 | | 平成5年豪雨（8.1豪雨） （平成5年8月1日） | 台風13号 （平成5年9月3日） |
|------|--------|------------|--------|--|---|
| 気象概況 | | | | ・時間最大雨量 104mm（溝辺） 100.5mm（始良市内） ・日最大雨量 450mm（溝辺）1日 | ・最大瞬間風速・風向 59.1m/s（種子島）南 3日 15:45 ・最大風速・風向 33.7m/s（沖永良部）南 3日 02:40 |
| 人的被害 | 死者数 | （始良市） | （県全体） | （始良市） | （県全体） |
| | 行方不明者数 | 1名 | 48名 | — | 33名 |
| | 重傷者数 | — | 1名 | — | — |
| | 軽傷者数 | — | 12名 | — | 15名 |
| 建物被害 | 全壊 | — | 52名 | — | 160名 |
| | 半壊 | （始良市） | （県全体） | （始良市） | （県全体） |
| | 一部損壊 | 15戸 | 298戸 | — | 226戸 |
| | 床上浸水 | 20戸 | 193戸 | — | 706戸 |
| | 床下浸水 | — | 588戸 | — | 31,899戸 |
| | 床上浸水 | 63戸 | 9,378戸 | — | 1,381戸 |
| | 床下浸水 | 749戸 | 2,754戸 | 3棟 | 3,903戸 |

※「始良町水害統計調査」、「鹿児島県地域防災計画」による

第2 地震・津波災害対策

鹿児島県により実施された地震被害予測調査に基づき、始良市において甚大な被害を及ぼすことが予想される地震（鹿児島湾直下想定地震）による地震災害を想定災害として位置づける。本想定では、地震火災を考慮し、地震の発生季節・時刻を、出火・延焼の危険性が最も高い「冬の夕刻」とした。

想定地震の概要

| 震源 | | 鹿児島湾直下想定地震 | (参考) 南海トラフ巨大地震 |
|---------------|------|-------------------------|--|
| 震源断層の 大きさ等 | 長さ | 23km | — |
| | 幅 | 12km | — |
| | 上端深さ | 5km | — |
| マグニチュード (M) | | 6.9 | 9.0 |
| 過去の地震 | | 1914年 (M7.1) 桜島地震 | 1707年 (—) 宝永地震 (東海・東南海・南海連動型地震) |

※「鹿児島県地域防災計画」、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」

地震動の分布状況

| 想定地震 | 地震動の分布状況の予測結果 |
|-------------------|---|
| 鹿児島湾直下想定地震 | 震源近傍の鹿児島湾北西部と桜島で震度6弱が予測される。また、震源から比較的離れた地域でも、沖積地盤の見られる谷間やロームに覆われた台地上などで、震度5強から震度6弱が分布することが予測される。県本土の広い地域で震度5弱以上の揺れが予測される。 始良市では震度5強から震度6弱が低地部を中心とした広い範囲で予測される。 |
| (参考) 南海トラフ巨大地震 | 国内の広い地域に影響を及ぼし、震源近傍の太平洋沿岸では、震度7が予測される。 鹿児島県では、震度5強から震度6弱が予測される。 始良市では震度5強から震度6弱が広い範囲で予測される。 |

※「鹿児島県地域防災計画」

1 液状化危険

始良平野の低地部、および内陸部でも低地部において危険性が特に高い。

2 津波危険

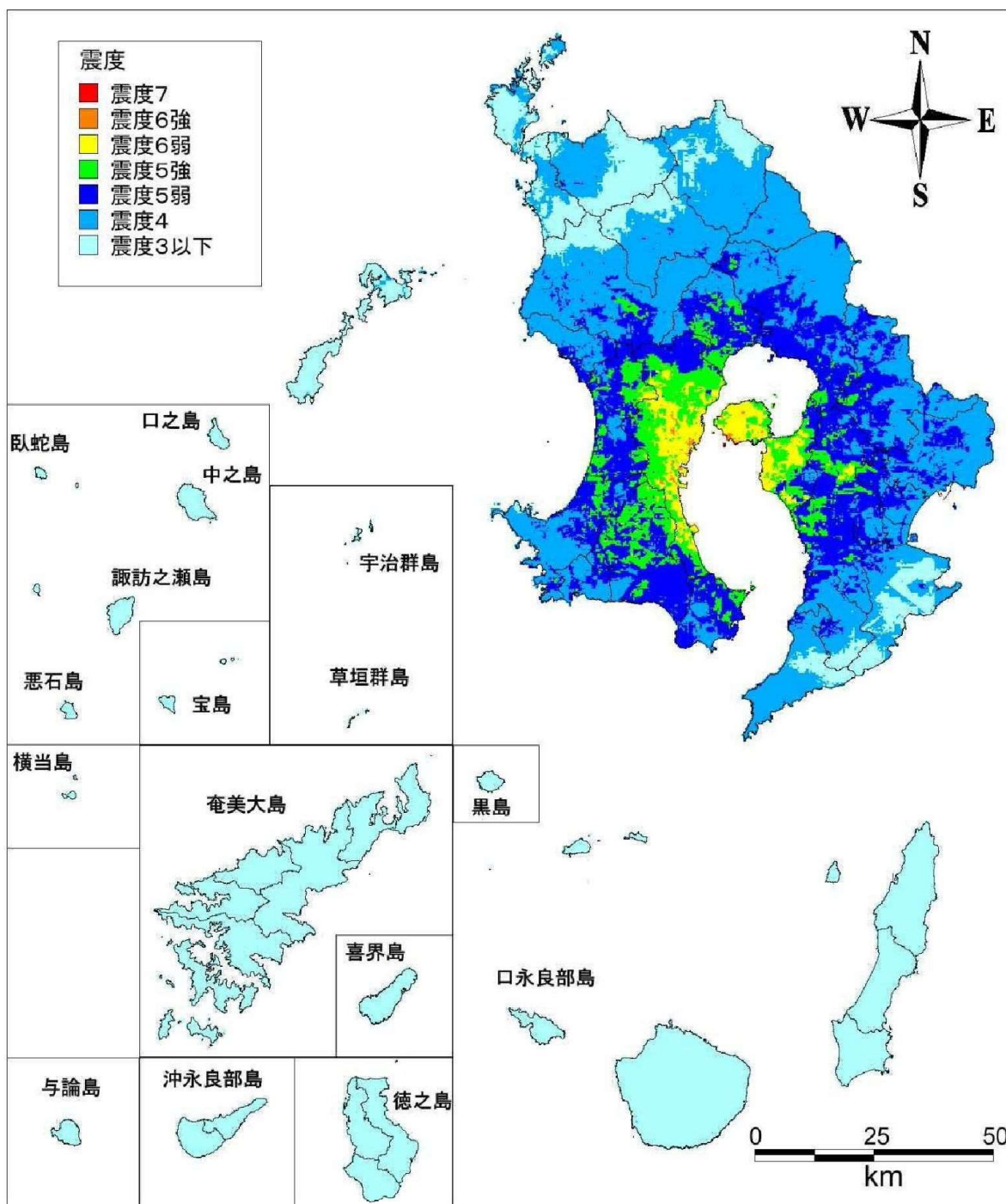
鹿児島湾直下想定地震では、鹿児島湾沿岸に10分以内に津波が到達すると予測され、本市では、遡上高1.8mの津波が予測されている。

また、南海トラフ巨大地震では、本市沿岸には、100分程度で津波が到達すると予測され、遡上高3.0mの津波が予測されている。

なお、本市では、桜島及び海底噴火に伴う地震・津波の危険に留意する必要がある、約6mの津波の実績がある（本編第5節第3「火山災害対策」参照）。

3 建物被害

木造建物の全壊率が数%を越えると予測される。



想定地震による震度分布図（鹿児島湾直下想定地震）

※「鹿児島県地震等災害被害予測調査中間報告（災害想定の概要）」

平成 25 年 3 月鹿児島県

第3 火山災害対策

桜島は、708年の噴火以来、大小30余回の噴火が記録され、安永噴火や大正噴火等のように多量の火山灰噴出や溶岩流出を伴うような大規模噴火が起こっている。桜島の噴火に伴う災害現象の想定は、大正3年の実績と「桜島火山防災検討委員会」による予測結果の両方を想定災害とする。

なお、安永噴火においては、桜島北側の沿岸にて、1.5～3mの地盤沈下が発生し、約6mの津波による津波被害が記録されている。このため、噴火に伴う津波災害については、安永噴火の実績を踏まえ、想定災害とする。

桜島の噴火による想定災害

| 災害現象 | 災害状況 | 時間的要素 |
|-----------|---|--|
| 降下火砕物 | 直径10数cmの降下火砕物が直撃すると、人間や家畜の死亡や車両等の被害が生じる。また、降下火砕物が厚く堆積すると、木造建物やビニールハウスが破壊され、農作物に甚大な被害が生じる。 | 粒径の大きな火砕物は桜島島内に短時間に降下する。細かいものは風に流され、飛散し、ゆっくりと降下する。 |
| 空振 | 窓ガラスの破壊等の被害が生じる。被害は100km離れた地域に及ぶこともある | 爆発的噴火に伴って発生する。 |
| 地殻変動 | 地盤の沈降により、海岸構造物の破損や低地部での浸水、高潮被害が生じる。 | 多量の噴出物を出した後、長期にわたって進行する。 |
| 地下水・温泉変動 | 地下の水脈が変動し、地下水・温泉の水温・水量・水質に変化が現れる。 | 大きな噴火の前後に生じる。 |
| 土石流等の土砂災害 | 泥流、土石流の流下域では、建物や農地は流失、埋没する。桜島及び周辺山地で多量の降下火砕物の堆積域で発生。 | 噴火後数年間にわたり大雨時に発生する。 |
| 津波 | 岩屑なだれの海への流入や海底噴火によって発生する。 | 岩屑なだれの発生時、海底噴火時に発生する。 |

※「鹿児島県地域防災計画」

1 地盤沈下・液状化危険

始良平野の低地部、および内陸部でも低地部において危険性が特に高い。安永噴火では1.5～3mの地盤沈下が発生したことから、同程度の地盤沈下の危険がある。

2 津波危険

安永噴火では、海底噴火により、桜島の北側沿岸で約6mの津波が発生したことから、同程度の津波の危険がある（第6編資料編9「津波に関する資料」参照）。

なお、山腹崩壊等が発生した場合には、より大きな津波となる危険がある。

3 建物被害

火山活動により発生する津波は周期が短い（1～2分）ことが特徴であるが、津波氾濫区域では、木造建物の多くが被害を受ける危険がある。

第4 原子力災害対策

九州電力株式会社の川内原子力発電所の運転等（原子炉の運転，貯蔵，発電所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（発電所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害を想定災害とする。